

診療記録(カルテ等)開示請求書

年 月 日

川崎医科大学附属病院 病院長 殿

開示請求者 〒 -

住 所

(ふりがな)

氏 名

電話番号

(日中、連絡可能な連絡先を記載願います。)

下記のとおり、診療記録(カルテ等)の開示を請求します。

患者本人 (本人確認書類必要*1)	患者氏名	生年月日 年 月 日 カルテ番号
	患者住所	
請求者が患者 以外の場合 (確認書類必要*1)	患者が 生存	<input type="checkbox"/> 親権者 患者が15歳以上の未成年の場合、本人の意思を確認します。(*3) <input type="checkbox"/> 患者本人から委任を受けた弁護士等の代理人 <input type="checkbox"/> その他 ()
	患者が 故人	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 弁護士等の代理人 <input type="checkbox"/> その他 ()
開示請求期間	<input type="checkbox"/> 全期間(診療記録のある期間すべて) <input type="checkbox"/> 期間指定 年 月 日 ~ 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	
希望する開示内容	開示内容について(診療科の特定、入院・外来の選択、要望等)	
希望する診療記録の種類 (*2)	<input type="checkbox"/> 診療記録の写しすべて(印刷物、画像データ) <input type="checkbox"/> 印刷物で提供できる診療記録すべて(画像データ含まない) <input type="checkbox"/> 下記に指定する診療記録(印刷物) () <input type="checkbox"/> 下記に指定する画像データ等(DVD-R等) () <input type="checkbox"/> その他 ()	
開示費用(税込み)	① 印刷物 開示費用3,300円 + 印刷物コピー 1枚につき33円 ② 画像データ 開示費用3,300円 + DVD-R 1枚につき2,200円 ③ 医師の説明・面談・立ち会い 1時間まで5,500円、以降30分ごとに2,750円	

(*1) 請求者の本人確認及び患者本人との続柄・関係を証する確認書類が必要です。

(*2) 電子カルテの閲覧をご希望の場合は別途ご相談ください。

当院は、診療録等の印刷物の電磁的記録(PDF化してDVD-R等に保存)による提供は行っておりません。

【病院使用欄】受付日: 年 月 日 受付担当者:

本人確認書類: 運転免許証 健康保険被保険者証 マイナンバーカード その他 ()

(*3) 患者が15歳以上の未成年の場合: 本人の意思確認 月 日 確認済

診療記録(カルテ等)開示請求書

【診療録の開示に関わる参考資料】

1. 本人確認書類(身分証明となるもの)

- 運転免許証 運転経歴証明書 各種健康保険被保険者証 旅券(パスポート)
 個人番号カード(マイナンバーカード) ・マイナンバー表示面の写し受領不可。
 官公庁が顔写真を貼付した書類(身体障害者手帳等) 各種年金手帳 その他(個別確認)

2. 診療記録(カルテ等)の開示を求め得る者

患者本人との続柄・関係を証する書類が必要。(【 】に、下記3. の必要書類を記載)

(1) 生存する患者の場合

① 患者本人 【ア、イ】

・15歳以上の未成年の場合、親権者の請求を基本とするが、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。

② 患者の法定代理人(*4)

a. 親権者・患者が15歳以上の未成年の場合は、患者本人の意思を確認することを原則とする。【ア、イ、オ】

b. 未成年後見人・成年後見人・保佐人・補助人他 【ア、イ、カ】

③ 患者本人から診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人 【ア、イ、カ】

④ 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者(*5) 【ア、イ、ウ、エ、オ】

⑤ 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者(*5) 【ア、イ、オ、ケ】

⑥ 患者本人から診療記録の開示について代理権を与えられた弁護士等の代理人

c. 弁護士 【ア、イ、ウ、エ、ク】

d. 弁護士以外の代理人 【ア、イ、ウ、エ、キ】

(2) 患者が故人の場合

⑦ 患者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(*5) 【ア、イ、シ】

⑧ これらの者に法定代理人がいる場合は、法定代理人(*4)

a. 親権者 【ア、イ、シ】 b. 未成年後見人・成年後見人・保佐人・補助人他 【ア、イ、シ、ス】

⑨ 上記⑦の者から診療記録の開示について代理権を与えられた弁護士等の代理人

c. 弁護士 【ア、イ、ク、コ、サ、シ、】 d. 弁護士以外の代理人 【ア、イ、キ、コ、サ、シ】

(*4) 法定代理人

親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人・補助人、不在者財産管理人、相続財産管理人

(*5) これに準ずる者

法的関係が認められない内縁関係にある特別縁故者(民法958条の3)や、事実婚パートナー等を想定する。死亡患者の場合、これに加え、法定相続人とみなされるきょうだい、孫等を示す。

3. 請求時の必要書類(続柄・関係を証する確認書類等)

【下表中、⑦とは上記2.(2) ⑦の者を指す】

ア	開示請求書	ク	弁護士であることを証する書類
イ	請求者の身分証明書	ケ	判断能力についての診断書 (他院・他施設で療養・加療中の場合)
ウ	患者本人等の身分証明書		
エ	患者本人の委任状	コ	⑦本人の身分証明書
オ	患者と親族との関係を証する戸籍謄本又は戸籍抄本/ 続柄が記載された住民票	サ	⑦本人の委任状
カ	患者本人の登記事項証明書 (代理権目録又は代理行為目録付)等	シ	患者と⑦本人の関係を証する戸籍謄本又は戸籍抄本
		ス	⑦本人の登記事項証明書 (代理権目録又は代理行為目録付)等
キ	委任者本人の印鑑登録証明書		

4. 開示対象の診療記録について

- (1) 当院が作成、記録又は保存する診療録、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、画像データ、診療情報提供書、入院サマリ等
(2) 他院の医療者又は救急隊隊員が作成・記録し、当院に提供した診療情報提供書、画像データ、救急連絡票等は、開示対象としない。